

高齢者施設の従事者の範囲拡大について【併設の居宅サービス事業所】

1 概要

高齢者施設の従事者は、高齢者に次ぐ接種順位に位置付けられています。国の基本的な考え方の改正に伴い、次の要件のいずれにも該当する場合、居宅サービス事業所等の従事者についても高齢者施設の従事者に含めることができるようになりました。

居宅サービス事業所等が高齢者施設に併設されている場合は、入所者と同時期に接種を行うことができます。

<要件>

居宅サービス事業所等の意向

居宅サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者（以下「自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等」という。）に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向を市に登録した場合

居宅サービス事業所等の従事者の意思

の事業所等の従事者が、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思を有する場合

2 居宅サービス事業所等の範囲

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援 など

3 居宅サービス事業所等における手続き等

併設の居宅サービス事業所等の従事者を「高齢者施設の従事者」に含める場合（要件に該当する場合は、次の手続き等を行ってください。

なお、各様式は、市ホームページよりダウンロードしてください。

<市ホームページ様式掲載場所>

暮らし・手続き 介護 事業者向け情報 その他

高齢者施設での新型コロナウイルスワクチン接種について

(URL : <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kaigo/1022694.html>)

(1) 従事者への説明・相談

- ・「説明文書【様式4】」を活用し、従事者に説明の上、自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思がある従事者を把握してください。

(2) 市への登録・同時接種予定従事者リストの提出

- ・法人名、事業所名、事業所連絡先、管理者氏名及び対応予定人数等を登録するため、「登録様式【様式5】」を作成し、市にメールでご提出ください。
- ・併設の高齢者施設において、入所者と同時期の接種を希望する従事者については、市が「接種券付き予診票」を発行いたしますので、「同時接種予定従事者リスト【様式2】」を作成し、市にメールでご提出ください。

宛先：相模原市福祉基盤課 fukushi-kiban@city.sagamihara.kanagawa.jp

提出期日：令和3年4月23日（金）

<登録リストの活用例>

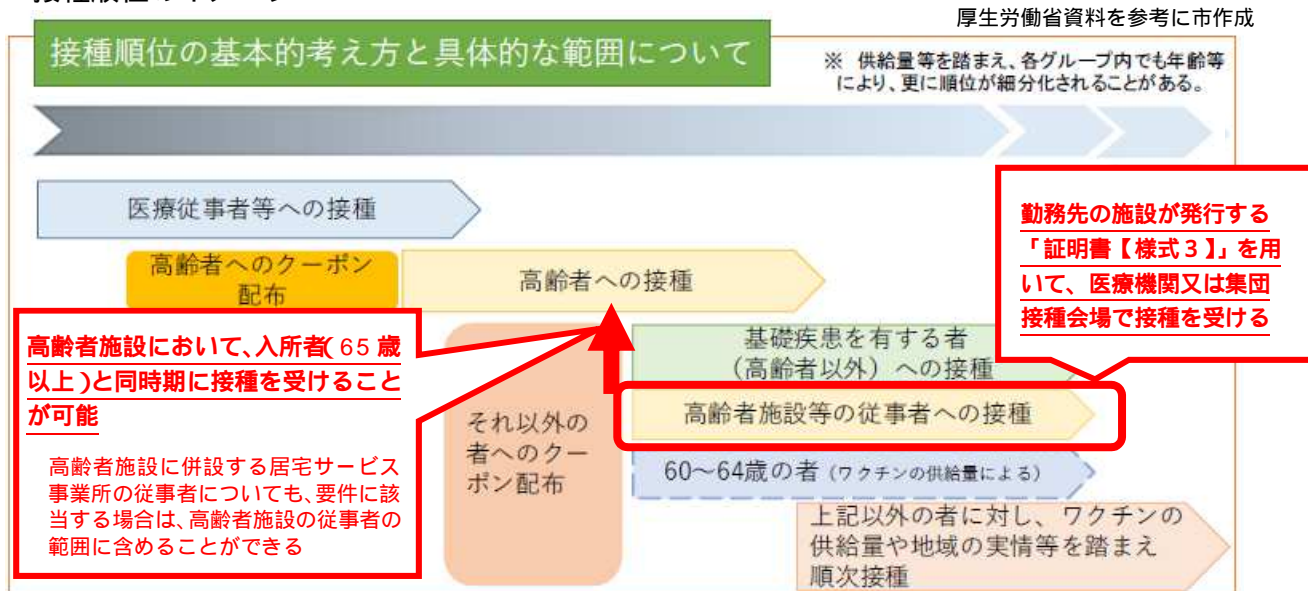
- ・居宅介護支援事業所から特定の居宅サービス事業所の登録状況の問合せへの対応
- ・居宅介護支援事業所から求めがあった場合に登録のある居宅サービス事業所の紹介、又は登録リストの提供 等

(3) 証明書の発行

高齢者施設において、入所者と同時期に接種を受けない従事者は、高齢者に次ぐ接種順位で医療機関や市が設置する会場において、接種を受けていただくこととなります。

その場合は、接種会場において、高齢者施設の従事者であることを証明する必要がありますので、施設で「証明書【様式3】」を発行してください。

<接種順位のイメージ>



(4) 優先接種対象者の名簿の作成

優先接種の対象とした居宅サービス事業所等の従事者については、名簿の作成又は「説明文書【様式4】」の保存等により、居宅サービス事業所等で管理してください。

優先接種対象者： 高齢者施設で入所者と同時期に接種した従事者
証明書【様式3】を用いて、高齢者の次の順位で接種した従事者